

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>ブロードバンド・アクセスでは、ネットワークの構成要素のなかに代替的のみならず補完的関係をもつ技術が多様に含まれる。それら技術を提供する事業者も多岐にわたる。また、ブロードバンド・アクセスの需要予測に関する学術的研究や実務的調査、あるいは技術予測に関する情報は必ずしも十分でなく、とくに無線ブロードバンドに関する技術開発が急速に進みつつある現状を考慮すると、将来どのような技術が市場で支配的地位を占めるかを現時点で予測することは困難である。このように技術的不確実性が大きいなか、ブロードバンド基盤の未整備エリアの基盤整備の方針を特定技術に依拠して性急に決めてしまうことは、かえって事業者にとって特定技術に偏向したシグナルを送ってしまい設備投資・研究開発投資のインセンティブを歪めてしまう危険が大きい。したがって、未整備エリアの基盤整備のために特定の技術に依拠したアクセス網整備を促す方策を採ることは望ましくない。すなわち、基盤整備の在り方については「技術中立的」かつ「競争中立的」なスタンスがとりわけ重視されるべきである。「光の道構想」における「基本的な考え方」のなかでも的確に指摘されているように「競争を通じて技術革新の成果等をネットワークに反映することによりその品質を維持・向上させるため、事業者間の設備競争のもとで整備する」という方針が徹底されるべきである。</p> <p>未整備エリアにおける基盤整備の在り方を検討するには「ユニバーサルサービス」の定義が重要な論点となる。この点、「光の道構想」では100Mbpsの超高速ブロードバンド・アクセスを基盤整備の目標ととしている。しかし、財政的制約、未整備エリア住民のニーズの所在、無線ブロードバンド化、代替技術間で想定される費用水準や負担ルールの在り方に応じて、ユニバーサルサービスの適切な定義は変わってくるのではないかと。たとえば「光の道構想」では、メタルアクセスから光アクセスへのマイグレーションを加速化するためにユニバーサルサービスの対象を「加入電話」又は「加入電話と同程度の料金水準の光IP電話」とすることが適当であるとしている。しかし、このようなFTTHの基盤整備を想定したユニバーサルサービスの定義を行うことは、超高速ブロードバンドの利用率が30%という現状に照らしても時期尚早ではないだろうか。たとえば、FTTHを軸とする固定網のみならず、無線ブロードバンドを、その補完的利用の可能性も含めて検討すべきではないか。</p>

2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。

公正競争のために既存ネットワークを分離し巨大な公的独占サービス部門を新たに作り出そうとする構造分離・機能分離政策は、技術的に停滞した成熟産業においては有効かもしれないが、技術的不確実性が大きく需要予測も難しい情報通信分野では、むしろネットワーク事業者に特定の技術やサービスへのコミットメントを強制してしまう弊害の方が大きい。技術変化が激しく、需要予測も難しい情報通信では、事業者の採用する技術や組織構造は基本的には事業者自らの判断に依拠して決められるべきであり、行政的・政治的介入によって企業組織の変更や技術モードの決定を強制することは、競争政策上の根拠がよほど明確とならない限り控えられるべきである。

ブロードバンド IP 化とグローバル化という現状認識のもとで、コンテンツ・プラットフォーム・ネットワークの各層をまたぐ市場の有機的発展が促されるためには、ISP 事業者をはじめとする多様なプレイヤーによるさまざまな実験的試みが許容されるように市場環境を整えていくことが求められる。とくに、無線周波数の有効活用や事業分野規制の柔軟化(たとえば通信と放送の融合)による新規参入の活発化は、超高速ブロードバンドの利用率を高めるうえできわめて効果が大きいものと期待される。

情報通信のようにネットワーク効果がレイヤを超えて波及する市場(双方向市場)では、独占的行為に対する競争政策上の判断はケースバイケースに事後的に行うことが望ましい。とくに情報通信のようにグローバル化した双方向市場において公正競争が担保されるためには、競争政策の射程に日本の事業者のみならず諸外国も含めた多様なプレイヤーが適時に組み入れられていく必要があり、そのためには事前的規制のみでは十分な対応は難しく、事後的規制によって対応せざるを得なくなるのではないか。

日本では、長らく、ネットワークレイヤにおける非対称規制(ドミナント規制)を通じた公正競争の確保が最重要課題とされてきた。この点、ネットワークレイヤの活発な競争によって、世界的にも最高水準のブロードバンド化と料金低廉化が実現したことは確かであり評価されてしかるべきである。しかし、ネットワークレイヤに対する厳格な規制を行うだけでは、ネットワーク事業者によるインターネット・ビジネスにおける実験的試みを促進することにはならないことにも注意すべきである。たとえば、プラットフォーム・レイヤやコンテンツ・レイヤにわたる垂直統合サービスや、既存事業者の合従連衡を通じたサービス統合化の動きは日本では未だ十分でない。その結果、ネットワークレイヤを超えるビジネスモデルに依拠したサービスに基づく新規参入や市場競争は十分に機能しておらず、イノベーション・インセンティブが弱められた多くの国内既存事業者の姿勢は謙抑的となっているように見える。超高速ブロードバンドの利用率を高めるためには、活発な新規参入のもとで優れた競争者が競争を通じて選別されていくという市場競争の本来果たすべき機能が働くようにすることが必要である。

